

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A
(平成24年3月30日)

【目次】

1. 障害福祉サービス等における共通的事項	2
(1) 加算の届出等	2
(2) 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算	3
(3) 介護職員等によるたんの吸引等の評価	11
(4) 通所サービス等の送迎加算	12
(5) 地域区分の見直し	13
2. 相談支援	13
(1) 計画相談支援・障害児相談支援	13
(2) 地域相談支援	14
3. 訪問系サービス	14
(1) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護）における共通的事項	14
(2) 居宅介護	16
(3) 重度訪問介護	16
4. 生活介護・施設入所支援・短期入所	16
(1) 生活介護	16
(2) 施設入所支援	18
(3) 短期入所	18
5. 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）・宿泊型自立訓練	21
(1) 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）	21
(2) 宿泊型自立訓練	24
6. 就労系サービス	27
(1) 就労移行支援	27
(2) 就労継続支援B型	29
7. 障害児支援（含：18歳以上の障害児施設利用・入所者への対応）	30
(1) 障害児通所支援	30
(2) 障害児入所支援	47

1. 障害福祉サービス等における共通的事項

(1) 加算の届出等

(加算の届出)

問1 加算等に係る届出については、毎月15日までに行わなければ翌月から算定できないが、報酬改定の影響により届出が間に合わなかった場合の特例はないのか。

(答)

- 4月1日から加算等の対象となるサービス提供が適切になされているにもかかわらず、届出が間に合わないといった場合については、4月中に届出が受理された場合に限り、4月1日にさかのぼって、加算を算定できることとする取扱いとなる。

なお、具体的な届出日については、各都道府県国保連合会と調整の上、各都道府県による柔軟な設定を行って差し支えない。

(定員超過減算の取扱い)

問2 指定一般相談支援事業者からの委託により、地域移行支援の障害福祉サービスの体験利用若しくは体験宿泊又は地域定着支援の一時的な滞在を受け入れた指定障害福祉サービス事業所における定員超過減算の取扱い如何。

(答)

- 指定一般相談支援事業者からの委託により受け入れた指定障害福祉サービス事業所の従業者が、地域移行支援の障害福祉サービスの体験利用若しくは体験宿泊又は地域定着支援の一時的な滞在の利用者に対しても一定の支援を行うこととなるため、正規の利用者数に「地域移行支援の障害福祉サービスの体験利用若しくは体験宿泊又は地域定着支援の一時的な滞在の利用者数」を加えて、定員超過減算の適用について判断すること。

なお、グループホーム・ケアホームについては、定員を超過して受け入れることができないので留意すること。

(指定基準上の人員配置に係る前年度の利用者数の取扱い)

問3 指定一般相談支援事業者からの委託により、地域移行支援の障害福祉サービスの体験利用若しくは体験宿泊又は地域定着支援の一時的な滞在を受け入れた指定障害福祉サービス事業所における指定基準上の人員配置に係る「前年度の利用者数」の取扱い如何。

(答)

- 指定基準においては、「前年度の利用者数」を基に必要な人員配置を行うこととしている。

指定一般相談支援事業者からの委託により、地域移行支援の障害福祉サー

ビスの体験利用若しくは体験宿泊又は地域定着支援の一時的な滞在を受け入れた指定障害福祉サービス事業所については、正規の利用者数に「地域移行支援の障害福祉サービスの体験利用若しくは体験宿泊又は地域定着支援の一時的な滞在の利用者数」を加えて、「前年度の利用者数」を算定することとする。

なお、生活介護については利用者の障害程度区分の平均により、ケアホームについては個々の利用者の障害程度区分により指定基準上の人員配置が定まるが、区分1又は区分認定非該当者については、区分2として取扱うこととする。

* 報酬算定上満たすべき従業員の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の「前年度の利用者数」についても同様である。

(2) 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算

問4 福祉・介護職員処遇改善加算と福祉・介護職員処遇改善特別加算のどちらを算定するかは、事業者の選択によるものと考えてよいか。

(答)

- 福祉・介護職員処遇改善加算と福祉・介護職員処遇改善特別加算のどちらを算定するかは事業所の判断となるが、福祉・介護職員処遇改善特別加算は、現在様々な理由により未申請である事業所に対する配慮として創設したものであり、現在基金事業の対象となっている事業所は福祉・介護職員処遇改善加算を算定することを想定している。
- なお、基金事業から福祉・介護職員処遇改善特別加算へ移行する場合であっても、原則として、基金事業による助成金を受けていたときの賃金改善の水準を維持することを要件としている。

問5 福祉・介護職員処遇改善計画書における賃金改善の基準点はいつの時点になるのか。

(答)

- 福祉・介護職員処遇改善加算の算定要件は、賃金改善実施期間における賃金改善に要する額（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）が、加算の総額を上回ることとしている。

その「賃金改善」については、賃金改善実施期間における賃金水準を以下の賃金水準と比較した場合の改善分をいう。

- ・ 福祉・介護職員処遇改善事業による助成金を受けていた事業所については、平成23年度の賃金水準から助成金による改善を行っていた部分を除い

た水準（ただし、平成 25 年度以降に新たに加算を算定する場合は、前年度の賃金水準）。

- ・ 福祉・介護職員処遇改善事業による助成金を受けていなかった事業所については、加算を算定する年度の前年度の賃金水準。

したがって、例えば、

- ・ 手当等により賃金改善を実施する場合に、特段の事情なく基本給を平成 23 年度より切り下げる。

- ・ 基本給により賃金改善を実施する場合に、業績連動ではないその他の手当等を平成 23 年度より引き下げる。

などの場合は、賃金改善と認められない。

○ また、福祉・介護職員処遇改善特別加算についても同様である。

問 6 福祉・介護職員処遇改善計画書における賃金改善実施期間はいつから、いつまでか。

(答)

○ 加算における賃金改善を実施する期間であり、当該加算は平成 24 年 4 月から算定が可能となるため、その賃金改善実施期間についても原則 4 月（年度の途中で加算の算定を受ける場合、当該加算を受けた月）から翌年の 3 月までとなる。

なお、助成金を受けている場合等により、賃金改善期間の重複が発生する等の理由がある場合は、賃金改善実施期間を 6 月から翌年 5 月までとするなど柔軟な対応をとられたい。

問 7 福祉・介護職員処遇改善計画書や報告書に関する証拠書類として事業者から求める書類について、国から基準は示されるのか。

(答)

○ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 89 条に規定する就業規則や就業規則と別に作成している賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を想定している。

問 8 福祉・介護職員処遇改善計画書、実績報告の様式を変更してもよいか。

(答)

○ 3 月 30 日付け障障発 0330 第 5 号通知で様式例をお示ししたとおりであり、指定権者をまたいで複数事業所を一括して法人単位で福祉・介護職員処遇改善計画書を作成することもあり、事務の簡素化の観点から、特段の事情のない限り同様式例を活用して頂きたい。

問9 福祉・介護職員の資質向上の支援に関する計画には、具体的にどのような内容が必要か。

(答)

- 当該計画については、特に基準等を設けておらず、事業者の運営方針や事業者が求める福祉・介護職員像及び福祉・介護職員のキャリア志向に応じて適切に設定されたい。

また、計画の期間は必ずしも賃金改善実施期間と合致しなくても良い。

なお、目標を例示すれば、次のようなものが考えられる

- ① 利用者のニーズに応じた良質なサービス提供するために、福祉・介護職員が技術・能力（例：介護技術、コミュニケーション能力、協調性、問題解決能力、マネジメント能力等）の向上に努めること。
- ② 事業所全体での資格等（例：介護福祉士、介護職員基礎研修、居宅介護従事者養成研修等）の取得率向上

問10 福祉・介護職員処遇改善加算に係る、厚生労働大臣が別に定める基準の内容のうち、イ（6）の「労働保険料の納付が適正に行われていること」について具体的に内容を確認すればよいか。

(答)

- 加算の算定をしようとする事業所における従事者に対する労働保険の加入状況が適切に行われていることが必要となるため、労働保険関係成立届等の納入証明書（写）等を提出書類に添付する等により確認する。

- また、福祉・介護職員処遇改善特別加算についても同様である。

問11 実績報告書の提出期限はいつなのか。

(答)

- 各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、福祉・介護職員処遇改善実績報告書を提出する。

例：加算を算定する最後のサービス提供月が3月の場合、5月支払となるため、2か月後の7月末となる。

問12 キャリアパス及び労働保険納付に関する確認資料は、助成金申請事業所からも改めて提出を求める必要があるか。

(答)

- 福祉・介護職員処遇改善事業による助成金を受けている事業所について、

都道府県に届出をする場合は、キャリアパス及び労働保険納付に関する確認資料に変更がない場合、省略を可能とする。

また、指定都市又は中核市については、都道府県から指定事務等の一環として、これらの確認資料を引き継ぐ場合については、省略を可能とする。

問 13 賃金改善等の処遇改善計画の福祉・介護職員への周知方法の確認について、回覧形式で判子を押印した計画書の写しを提出させること等が考えられるが、具体的にどのように周知すればよいか。

(答)

- 賃金改善計画等の周知については、全従事者が閲覧できる掲示板等への掲示や全従事者への文書による通知等が考えられるが、各法人・事業所において適切な方法で実施することが必要である。

問 14 労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に科せられていないことは、どのようにして確認するのか。

(答)

- 事業所の指定を行う際と同様に、届出を行う事業所に誓約書等の提出を求めることにより確認する。

問 15 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の定めには、最低限、どのような内容が必要か。

(答)

- 職責や職務内容等については、特に基準等を設けておらず、事業者の運営方針等に基づいて設定することが必要である。

問 16 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の届出は毎年必要か。平成 24 年度に加算を算定しており、平成 25 年度にも加算を算定する場合、再度届け出る必要があるのか。

(答)

- 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算を算定しようとする事業所が前年度も加算を算定している場合、福祉・介護職員処遇改善計画書は毎年提出する必要があるが、既に提出された計画書添付書類については、その内容に変更（加算取得に影響のない軽微な変更を含む）がない場合は、その提出を省略させることができる。

問 17 福祉・介護職員処遇改善計画書の作成について、当該計画の内容が変更になった場合は、改めて都道府県知事等に届け出る必要があるのか。また、

当該計画は、事業年度を超えて作成することはできないと解してよろしいか。

(答)

- 加算を算定する際に提出した福祉・介護職員処遇改善計画書等に変更があった場合には、必要な事項を記載した変更の届出を行う。なお、加算取得に影響のない軽微な変更については、必ずしも届け出を行う必要はない。
また、福祉・介護職員処遇改善計画は収入額・支出額等を各年度、見直しをする必要があるため、各年毎に作成することが必要である。

問 18 事業悪化等により、賃金水準を引き下げることが可能か。

(答)

- サービス利用者数の大幅な減少などによる経営の悪化等により、事業の継続が著しく困難であると認められるなどの理由がある場合には、適切に労使の合意を得た上で、賃金水準を見直すこともやむを得ない。
また、賞与等において、経常利益等の業績に連動して支払額が変動する部分が業績に応じて変動することを妨げるものではないが、本加算に係る賃金改善は、こうした変動と明確に区分されている必要がある。

問 19 実績報告で賃金改善額が加算額を下回った場合、これまでの助成金と同様、返還する必要があるのか。

(答)

- 加算の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回ることであり、加算による収入額を下回るとは想定されないが、仮に加算による収入額を下回っている場合は、一時金や賞与として支給されることが望ましい。
なお、悪質な事例については、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる。

問 20 期限までに実績報告が行われない場合は、実施期間中の当該加算は全額返還となるのか。

(答)

- 加算の算定要件で実績報告を行うこととしており、指定権者が実績報告の提出を求める等の指導を行っているにも関わらず、実績報告の提出を行わない場合は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる。

問 21 通常、加算は実施した翌月以降に請求することとなる、4月から加算を算定しようとする場合、3月中には福祉・介護職員処遇改善計画書を作成して従業員に周知しなければならないが、期間が短く対応ができないのでは

ないか。

(答)

- 平成 24 年度に助成金の承認を受けていた障害福祉サービス事業所等については、当該承認をもって、加算の算定要件を満たしたものとみなし、平成 24 年 5 月末までに、福祉・介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類を都道府県知事等に届出をすることで算定を可能とする経過措置を設定した。従って、この間に福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、都道府県知事等に届け出ることが必要である。

問 22 加算は、事業所ごとに算定するため、福祉・介護職員処遇改善加算の算定要件である福祉・介護職員処遇改善計画書や実績報告書は、(法人単位ではなく) 事業所ごとに提出する必要があるのか。

(答)

- 加算は、事業所毎に算定をするため事業所毎の届出が原則となるが、障害福祉サービス事業所等を複数有する障害福祉サービス事業所等(法人である場合に限る。)である場合や障害福祉サービス事業所等ごとの届出が実態に鑑み適当でない場合、福祉・介護職員処遇改善計画書は、当該障害福祉サービス事業所等が一括して作成することができる。また、同一の就業規則により運営されている場合に、地域ごとや介護サービスごとに作成することができる。

問 23 福祉・介護職員処遇改善計画書を単独事業所で作成する場合や同一県内の複数事業所を一括で作成する場合など、どの様式で届け出ればよいか。

(答)

- 福祉・介護職員処遇改善計画書は全ての事業所で作成(複数事業所を一括で作成可能)する必要があり、複数事業所を一括で作成する場合、事業所の一覧(添付資料 1)、都道府県状況一覧(添付資料 2)、市町村状況一覧(添付資料 3)を添付することとしている。
単独の事業所で福祉・介護職員処遇改善計画書を作成する場合は、添付書類は必要なく、同一県内の複数事業所を一括で作成する場合は、事業所一覧(添付資料 1)と市町村状況一覧(添付資料 3)が添付資料として必要になる。

問 24 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算は、利用料には反映されるのか。

(答)

- 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算は、利

ユーザーの負担能力に応じた負担が生じることになる。

問 25 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定要件として、福祉・介護職員処遇改善計画書や実績報告書を都道府県知事等に提出することとなっているが、当該要件を満たしていることを証するため、計画書や実績報告書の提出を受けた都道府県知事は、(介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表の「受理通知」は送付しているがそれとは別途に)「受理通知」等を事業所に送付する必要があるのか。

(答)

- 加算の算定に係る事務を滞りなく行うために必要な事務については、他の加算同様に実施することが必要である。

問 26 平成 24 年度から新たに障害福祉サービス事業所等を開設する場合も加算の算定は可能か。

(答)

- 新規事業所についても、加算算定は可能である。この場合においては、福祉・介護職員処遇改善計画書の賃金改善額は賃金のうち加算の収入を充当する部分を明確にすることが必要である。なお、方法は就業規則、雇用契約書等に記載する方法が考えられる。

問 27 基金事業では、賃金改善は複数の給与項目で実施できたが、加算においても同様の取扱うのか。一時金で改善してもよいのか。

(答)

- 福祉・介護職員処遇改善計画書には、増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与又は一時金等)等を記載することとしているが、基本給で実施されることが望ましい。

問 28 基金事業と同様に、賃金改善は常勤、非常勤等を問わず、また、一部の福祉・介護職員を対象としないことは可能か。

(答)

- 福祉・介護職員処遇改善加算の算定要件は、賃金改善に要する額が加算による収入を上回ることであり、事業所(法人)全体での賃金改善が要件を満たしていれば、一部の福祉・介護職員を対象としないことは可能である。
- また、福祉・介護職員処遇改善加算も同様である。

問 29 平成 24 年当初の特例で福祉・介護職員処遇改善事業による助成金を受

けていた事業所は、福祉・介護職員処遇改善加算ではどの様にみなされるのか。福祉・介護職員処遇改善事業による助成金と要件を変更する場合や加算の取得を辞退する場合はどの様な手続きが必要か。

(答)

- 平成 24 年当初の特例については、福祉・介護職員処遇改善事業による助成金を受けている事業所については、平成 24 年 4 月 1 日から下記の加算を算定する事業所とみなすこととなる。ただし、平成 24 年 5 月末日までに届出に関する書類を指定権者に提出する必要がある。

また、加算の要件を助成金の時と変更する場合や新規に加算を取得する場合は、新規の届出が必要になり、加算の取得を辞退する場合は、その旨の届出が必要である。

福祉・介護職員処遇改善事業による助成金		福祉・介護職員処遇改善加算
100%	⇒	加算 (Ⅰ)
90%	⇒	加算 (Ⅱ)
80%	⇒	加算 (Ⅲ)

問 30 加算算定時に 1 単位未満の端数が生じた場合、どのように取扱うのか。また同様に、利用者負担の 1 円未満はどのように取扱うのか。

(答)

- 通常の報酬における単位の計算と同様に、一単位未満の端数を四捨五入し、現行の他の加算と同様になる。また、利用者負担についても現行の他の加算と同様に、福祉・介護職員処遇改善加算額から報酬請求額を減じた額となる(福祉・介護職員処遇改善特別加算についても同様)。

※ なお、報酬請求額は、1 円未満の端数切り捨てにより算定する。

問 31 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧及び障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧における福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算は、期日までに提出は必要か。また、必要な添付書類はなにか。

(答)

- 福祉・介護職員処遇改善加算については、平成 24 年当初の特例を設けており、福祉・介護職員処遇改善事業による助成金を受けている事業所については、加算を算定する事業所とみなすため、介護給付費等の算定に係る体制状況一覧及び障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧における福祉・介護職員処遇改善加算の部分については、記載を省略しても差し支えないが、福祉・介護職員処遇改善特別加算については、新たに届出が必要と

なる。

また、介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧等における福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する添付書類については、福祉・介護職員処遇改善計画書等の届出を持って添付書類とすることとし、福祉・介護職員処遇改善計画書を複数事業所でまとめて作成している場合についても、それぞれの事業所ごとに資料を添付する必要はない。

(3) 介護職員等によるたんの吸引等の評価

(医療連携体制加算 (Ⅲ))

問 32 医療連携体制加算 (Ⅲ) については、看護職員が介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合に、看護職員 1 人 1 日当たり算定されるよう設定されているが、事業所にたんの吸引等が必要な利用者が複数いる場合、事業所はどのように請求するればよいか。

(答)

- 以下の数式に当てはめて日単位で按分して単位数を算出した上で、当該単位数を合算して月単位で請求する。

500 単位 × 看護職員数	÷	当該月の事業所の利用者 のうち、 <u>たんの吸引</u> 等が必要な利用者数	=	1 人当たり単位数 / 日 * 1 単位未満 (小数点 以下) の端数について は「切り捨て」とする。
----------------	---	---	---	--

【例】

4 月中に、たんの吸引等が必要な利用者が 3 人いる事業所に、4 月 1 日は看護職員 2 人が、4 月 20 日は看護職員 1 人が介護職員等にたんの吸引等に係る指導を行った場合

・ (500 単位 × 2 人) ÷ 3 人 = 333.3 単位 → 333 単位 / 日 (4 月 1 日分)

・ (500 単位 × 1 人) ÷ 3 人 = 166.6 単位 → 166 単位 / 日 (4 月 20 日分)

⇒ 333 単位 + 166 単位 = 499 単位 / 月 (4 月分)

※ (500 単位 × 3 人) ÷ 3 人 = 500 単位 / 月とするのではない。

(喀痰吸引等支援体制加算①)

問 33 喀痰吸引等が必要な者に対して、複数の事業所から介護職員等が派遣された場合、事業所毎に算定できるのか。

(答)

- お見込のとおり。

(喀痰吸引等支援体制加算②)

問 34 喀痰吸引等を行うための登録事業者の登録が、4月1日に間に合わない場合、喀痰吸引等支援体制加算は算定できないか。

(答)

- 登録事業者の登録については、さかのぼりによる取扱いができる（*）ことから、「喀痰吸引等支援体制加算」についても、さかのぼりにより加算を算定しても差し支えない。

ただし、登録事業者の登録については、できるだけ速やかに行う必要がある。

* 「喀痰吸引等業務の施行等に係る Q&A について（その3）」（平成23年12月28日付け事務連絡）の「B経過措置対象者に関すること」の「B9」において、「事業者登録が4月1日に間に合わない場合については、事業者登録の申請書が受理された後、4月1日に遡って、登録したものとする取扱いができないか」に対して、「そのような扱いとして差し支えない」とされている。

(4) 通所サービス等の送迎加算

問 35 生活介護における送迎加算の一定の要件を満たす場合の+14単位の算定方法如何。

(答)

- 送迎を利用する者において、区分5若しくは区分6に該当する者等の割合が100分の60以上である場合に、送迎を利用する者全員について加算される。

問 36 日中活動サービス事業所から短期入所事業所、短期入所事業所から日中活動サービス事業所へ送迎を実施した場合、送迎加算を算定できるか。

(答)

- 原則として、居宅と短期入所事業所との間の送迎を実施した場合に算定できるが、通所サービス等利用促進事業において都道府県知事が必要と認めていた基準により実施している場合については、算定できる。

問 37 居宅からサービス事業所以外、居宅以外からサービス事業所へ送迎を実施した場合、送迎加算を算定できるか。

(答)

- 原則として、居宅とサービス事業所との間の送迎を実施した場合に算定できるが、通所サービス等利用促進事業において都道府県知事が必要と認めていた基準により実施している場合については、算定できる。

問 38 多機能型ではない、併設の生活介護事業所と就労継続支援B型の事業所が一体として、平均 10 人以上となる送迎を実施している場合、送迎加算を算定できるか。

(答)

- 原則として、算定できないが、通所サービス等利用促進事業において都道府県知事が必要と認めていた基準により実施している場合については、算定できる。

問 39 グループホーム・ケアホームと生活介護事業所等の日中活動サービス事業所の間で送迎を行った場合、送迎加算を算定できるか。

(答)

- 算定できる。

問 40 平均 10 人以上とする要件については、1 車両につき 10 人か、1 事業所につき 10 人か。

(答)

- 1 事業所につき平均 10 人とする。

(5) 地域区分の見直し

問41 地域区分については、該当する市町村に存在する全ての事業所について変更となるが、届出は必要あるか。

(答)

- 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧及び障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧については、その内容に変更がある場合は届出が必要になるが、地域区分については該当する地域に所在する事業所全てが変更になるもののため、指定権者において対応可能であれば届出は必要ない。

2. 相談支援

(1) 計画相談支援（※障害児相談支援も同様の取扱い）

問42 モニタリングの結果、サービス等利用計画の変更や新たな支給決定等に係る勧奨が必要ない場合であっても、継続サービス利用支援の報酬は算定できるか。

(答)

- 算定できる。

問43 障害福祉サービス等の申請が却下された場合は、計画相談支援給付費は支給されないのか。

(答)

- お見込みのとおり。

問44 サービス利用支援は、サービス等利用計画を作成した日が属する月分（以下の場合には平成24年4月分）として、その翌月に請求するのか。
（例）支給決定の通知日4月10日 計画作成4月20日 支給決定5月1日

(答)

- お見込みのとおり。

(2) 地域相談支援

問45 障害福祉サービスの体験利用加算、体験宿泊加算、緊急時支援費の一時的な滞在による支援について、指定障害福祉サービス事業者に委託する場合の報酬は、障害福祉サービス事業者に算定されるのか、それとも、指定一般相談支援事業者に算定されるのか。

(答)

- 指定一般相談支援事業者に算定される。
なお、指定一般相談支援事業者が、委託先の障害福祉サービス提供事業者に委託費を支払うこととなる。

問46 障害福祉サービスの体験利用加算、体験宿泊加算、緊急時支援費の一時的な滞在による支援に係る報酬額と、指定障害福祉サービス事業者に委託する場合の委託費の額の関係如何。

(答)

- 基本的には、障害福祉サービスの体験利用等を委託により実施する場合は当該報酬額を委託先に支払うことを想定しているが、指定一般相談支援事業者と委託先の指定障害福祉サービス事業者との業務の役割分担等個別の状況が異なることから、個別の委託額は委託契約により定めることとして差し支えない。

3. 訪問系サービス

(1) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護）における共通的事項

(サービス提供責任者の配置基準①)

問47 サービス提供責任者の配置基準については、「当該事業所の利用者の数

が 40 人又はその端数を増すごとに 1 人以上」が追加されたが、サービス提供時間や従業者の員数に応じた配置は従来通り可能か。

(答)

- サービス提供責任者の配置基準のうち、「当該事業所の利用者の数が 40 人又はその端数を増すごとに 1 人以上」は、これまでの配置基準に新たに追加された配置基準であることから、これまでのサービス提供時間や従業者の員数に応じた配置は従来通りの取扱いとなる。

(サービス提供責任者の配置②)

問 48 サービス提供責任者の配置基準の「当該事業所の利用者の数が 40 人又はその端数を増すごとに 1 人以上」について、複数の訪問系サービスの指定を受ける事業所において、以下のような利用者がある場合に置くべきサービス提供責任者の員数はどのように算出するのか。

- ① 複数のサービスを利用する者がいない場合
② 複数のサービスを利用する者がいる場合

(答)

- ① 複数のサービスを利用する者がいない場合

【例】

〔居宅介護利用者数：30人
行動援護利用者数：10人〕 の場合

a 実利用者数

居宅介護 行動援護 実利用者数
30人 + 10人 = 40人

b サービス提供責任者の員数

実利用者数 配置基準 サービス提供責任者の員数
40人 ÷ 40人 = 1人

- ② 複数のサービスを利用する者がいる場合

【例】

〔居宅介護利用者数：60人
行動援護利用者数：30人
居宅介護と行動援護の両方を利用している利用者数：10人〕 の場合

a 実利用者数

居宅介護 行動援護 複数サービス利用者数 実利用者数

$$60人 + 30人 - 10人 = 80人$$

b サービス提供責任者の員数

$$\begin{array}{l} \text{実利用者数} \quad \text{配置基準} \quad \text{サービス提供責任者の員数} \\ 80人 \quad \div \quad 40人 \quad = \quad \underline{2人} \end{array}$$

(2) 居宅介護

(家事援助の支給決定)

問 49 家事援助において、30 分以上については 15 分刻みの時間区分となったが、支給決定についても 30 分以上については 15 分刻みとするのか。

(答)

○ お見込のとおり。

なお、居宅介護の家事援助の時間区分を 30 分間隔の区分けから 15 分間隔の区分けへと見直し、実態に応じたきめ細やかな評価を行うこととしたところであるが、支給決定に当たっては、これまで通り一人ひとりの事情を踏まえた支給決定をすることに変わりはないものである。

(3) 重度訪問介護

(重度訪問介護における宿泊を伴う外出) (※今回の報酬改定以外)

問 50 重度訪問介護における宿泊を伴う外出については、報酬の算定対象として差し支えないか。

(答)

○ 支給決定時間の範囲内であり、社会通念上適当であると市町村が認めた場合、報酬の算定対象として差し支えない。

なお、外出については、「原則として 1 日の範囲内で用務を終えるものに限る」とされているが、例えば、1 泊 2 日の宿泊を伴う利用の場合、2 日間を別々に報酬算定することとなる。

4. 生活介護・施設入所支援・短期入所

(1) 生活介護

問 51 生活介護の延長支援加算と開所時間減算について、運営規程には 4 時間以上の開所時間を定めている事業所が何らかの原因でその日 4 時間未満の開所時間になった場合は、減算となるのか。

(答)

- 運営規程における営業時間のみに着目しているため、たまたま4時間未満になった場合については、減算の対象にはならない。

問 52 重度障害者支援加算（Ⅱ）については、平成24年度改定において、対象者が行動関連項目の合計が15点以上から8点以上へ引き下げられたが、その具体的な取扱いについて示されたい。

(答)

- 重度障害者支援加算（Ⅱ）については、指定基準上の人員配置に加え生活支援員を配置している重度障害者1人につき所定単位数が加算される。
- また、これまで、例えば重度障害者が3人の場合、1.5人（0.5人×3）の加配が必要であるとし、これに満たない場合は、1人も算定できないとの取扱いとしてきたところであるが、今般、行動関連項目の合計点数を15点以上から8点以上としたことに伴い、施設内においてより柔軟な職員配置ができるよう、重度障害者それぞれで重度障害者支援加算（Ⅱ）の算定を行うか行わないかを選択できるものとする。
- このため、行動関連項目が8点以上となることによって、現在加算が算定されている利用者が算定できなくなることはない。
- なお、「障害福祉サービスに係るQ&A（指定基準・報酬関係）（VOL.2）の送付について」（平成19年12月19日付け事務連絡）の問4のQ4・Q5については廃止する。

問 53 行動援護や重度者に対する支援体制を評価する加算の対象者が行動点数「8点以上の者」に拡大されたが、受給者証には行動点数が4月までに記載されることになるのか。また、記載が遅れた場合は遡及してよいのか。

(答)

- 行動点数については、受給者証に記載されるべきものであるが、記載がない場合には、必要に応じて市町村に確認をとるなどの対応を行うこと。また、行動点数の受給者証への記載は、加算等の要件ではないため、加算等の算定要件を満たしている場合には、遡及して加算等を請求することは可能である。

問 54 生活介護等の重度障害者支援加算・人員配置体制加算において、行動援護の対象要件「8点以上」の確認については、必要に応じて市町村に確認をとるなどの対応を行うとのことであるが、事業者が確認するのか、それとも本人が確認するのか。

(答)

- 受給者証で確認するか、受給者証で確認できない場合等は、必要に応じて、事業者が市町村に対し確認をとること。

(2) 施設入所支援

問 55 経口維持加算については、指示を行う歯科医師は、対象者の入所している施設の歯科医師でなければいけないか。

(答)

- 対象者の入所している施設に勤務する歯科医師に限定していない。

(3) 短期入所

【緊急短期入所加算】

問 56 緊急短期入所体制確保加算の要件における「算定日の属する月の前3月間」とは具体的にどの範囲なのか。

(答)

- 緊急短期入所体制確保加算については、届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から算定を開始するものであり、「算定日が属する月前3月間」とは、原則として、算定を開始する月の前月を含む前3月間のことをいう。

ただし、算定を開始する月の前月の状況を届け出ることが困難である場合もあることから、算定を開始する月の前々月末までの状況に基づき届出を行う取扱いとしても差し支えない。

例えば、平成24年4月から加算を算定しようとする場合は、平成24年1月から3月までの状況を届け出るものであるが、3月の状況を届け出ることが困難である場合は、平成23年12月から平成24年2月までの状況を3月中に届け出ることにも可能である。

なお、当該要件は、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日付け障発第1031001号）において規定しているとおおり、届出を行う際に満たしていればよいこととしているため、上記の例の場合、2月までの実績に基づいて届出を行ったことをもって、要件を満たすことが確定するものであり、仮に平成24年1月から3月までの実績が要件を下回った場合であっても、加算が算定されなくなるものではない。

問 57 措置入所の利用者は稼働率の計算に含めてよいか。

(答)

- 計算に含めることができる。

問 58 緊急短期入所体制確保加算について、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所や近隣の他事業所と情報共有及び空床情報の公表に努めることとされているが、具体的にはどのような情報共有や空床情報なのか。

(答)

- 関係機関で情報を共有することによって、真に必要な緊急利用が促進されるという観点から、定期的に情報共有や事例検討などを行う機会を設けるなど関係機関間で適切な方法を検討していただきたい。また、公表する空床情報については、緊急利用枠の数や確保されている期間、緊急利用枠以外の空床情報など、緊急利用者の受入促進及び空床の有効活用を図るために必要な情報とし、事業所のホームページ等による公表に努められたい。なお、近隣の範囲については地域の実態等を踏まえて適切に判断されたい。

問 59 当初から予定どおり利用している利用者について、家族等の事情により急遽、緊急的に延長した場合に緊急短期入所受入加算は算定できるか。

(答)

- 算定できない。

問 60 障害者支援施設の空床利用部分と併設部分がある事業所において、利用者が当初、併設部分を緊急利用して緊急短期入所受入加算を算定していたが、事業所内の調整で空床部分のベッドに移動した場合、当該加算は引続き算定できるのか。

(答)

- 空床部分の利用者は、緊急短期入所体制（受入）加算の対象とはならないので、空床部分に移動した日後において当該加算は算定できない。なお、移動日は併設部分にいたので、当該加算は算定可能である。

問 61 緊急短期入所受入加算（I）について、緊急利用枠以外の空床がある場合は算定できないこととされているが、留意事項通知のウに「例えば、緊急利用枠以外の空床はあるが、緊急利用者の希望する利用日数の関係又は男女部屋の関係から当該空床を利用することができないなど、やむを得ない事情がある場合には緊急利用枠の利用が可能」とされたが、やむを得ない事情と

は具体的にどのような場合なのか。

(答)

例①：男女部屋の関係から空床利用枠を利用することができないケース

利用定員が20床の短期入所事業所(緊急確保枠はその5%の1床=20床目)で、18床の利用があった。19床目が多床室の男性部屋で20床目が女性部屋の場合、緊急利用者が女性だとしたら19床目は利用出来ず20床目を利用することになるので、緊急短期入所受入加算が算定可能となる。なお、当該事業所の19床目が空いているが、これは緊急利用枠以外のベッドとなり、緊急利用枠(20床目)は既に利用されているので、19床目の利用者は利用の理由如何を問わず、受入加算は算定できない。

例②：利用日数の関係から空床利用枠を利用することができないケース

4/1に緊急利用枠以外の空床があり、4/2に緊急利用枠以外に空床がない場合において、緊急利用者を4/1に受け入れた場合、緊急利用期間が1日のみの場合、緊急利用枠以外の空床が利用可能であることから受入加算の算定はできない。一方、緊急利用期間が2日以上の場合、利用日数の関係により4/2に緊急利用枠以外の空床を利用できないことから、4/1から緊急利用枠を利用することにより受入加算を算定できる。

問 62 緊急短期入所受入加算を算定している緊急利用者が、当該加算算定期間満了後も退所せず、引き続き緊急利用枠の同一ベッドを利用している場合、どのように緊急利用枠を確保すればよいのか。

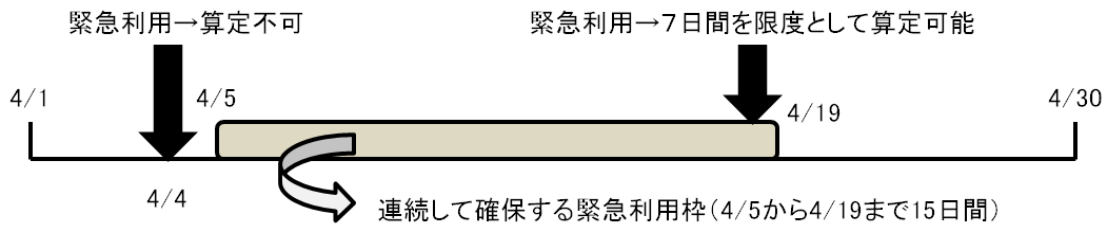
(答)

○ 当該事業所の緊急利用枠が、算定期間の満了した緊急利用者が引き続き利用している等の理由により、緊急利用枠として利用できない場合、当該緊急利用枠以外の新たなベッドを緊急利用枠として確保することにより、別の緊急利用者に対して当該加算の算定が可能である。この場合、あらかじめ確保していた緊急利用枠は、通常空床枠と同じ取扱いになる。

問 63 緊急利用枠を4/5から4/19に確保している事業所において、4/19に緊急利用枠を利用した場合、緊急短期入所受入加算は何日間算定できるのか。

(答)

○ 4/19に緊急利用者として緊急利用枠を利用した場合、4/20以降が緊急利用枠を確保している期間ではなかったとしても、引き続き当該事業所を利用している場合においては、7日間を限度として緊急短期入所受入加算の算定ができる。



問 64 緊急短期入所受入加算を算定している者の緊急利用期間が月をまたいだ場合はどのように取扱うのか。

(答)

- 緊急利用期間が月をまたいだ場合であっても、通算して7日を限度として算定可能である。なお、この場合において、引き続き緊急利用枠を利用している場合に限り、翌月も緊急短期入所受入加算の算定実績に含めて差し支えない。

問 65 緊急短期入所受入加算の算定実績が連続する3月間になければ、続く3月間は緊急短期入所体制確保加算及び緊急短期入所受入加算は算定できないこととされたが、具体的にどのように取扱うのか。

(答)

- 毎月末時点の算定の有無で判断する。例えば、最後の緊急受入が4/10の場合、4月の実績は有りとなる。また、5月～7月の実績が無い場合は、8月～10月は両加算の算定ができない。11月から緊急短期入所体制確保加算を算定したい場合は、8～10月の稼働率が100分の90である必要がある。

5. 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）・宿泊型自立訓練

(1) 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

(夜間支援体制加算及び夜間防災・緊急時支援体制加算)

問 66

- ① 夜間支援体制加算（Ⅰ）の算定対象とならないケアホーム利用者の夜間の連絡体制・支援体制を夜間支援体制加算（Ⅰ）により評価されているケアホームの夜間支援従事者により確保している場合、夜間支援体制加算（Ⅱ）を算定することは可能か。
- ② 一体型事業所として運営しているグループホーム利用者の夜間の連絡体制・支援体制を夜間支援体制加算（Ⅰ）により評価されているケアホームの夜間支援従事者により確保している場合、夜間防災・緊急時支援

体制加算（Ⅱ）を算定することは可能か。

(答)

- ①、②のいずれも算定できない。

夜間支援体制加算（Ⅱ）及び夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）については、指定障害者支援施設の夜勤職員など別途の報酬等（ケアホームの夜間支援体制加算（Ⅱ）又はグループホーム若しくは宿泊型自立訓練の夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）を除く。）で評価されている者により確保される連絡体制・支援体制は算定対象外としている。

(夜間支援体制加算（Ⅰ）)

問 67 ケアホームの空床を利用して短期入所事業を実施する場合、ケアホームの夜間支援従事者を短期入所事業の夜勤職員が兼務しても差し支えないか。

(答)

- 差し支えない。夜間支援体制加算（Ⅰ）の算定要件として専従の夜間支援従事者の配置を求めているところであるが、ケアホームの併設事業所又は空床利用型事業所として短期入所の事業を実施する場合に限って、短期入所事業の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。

なお、その場合の1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は、短期入所の利用者をケアホームの利用者とみなした上で、留意事項通知に定める数（*）を上限とする。

* 1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数の上限

- ・ 複数の共同生活住居（5か所までに限る。）における夜間支援を行う場合 → 20人
- ・ 1か所の共同生活住居内において夜間支援を行う場合 → 30人

(大規模住居等減算①)

問 68 一体的な運営が行われているかどうかについては、どのように確認するのか。

(答)

- 各都道府県で使用している介護給付費等の算定に係る届出書類の一部を改正し（参考参照）、同一敷地内（近接地を含む。）にある共同生活住居の入居定員の合計が21人以上であるか否かを確認できるようにするとともに、これに該当する事業所のうち世話人及び生活支援員の勤務体制が共同生活住居間で明確に区分されている事業所については、別途、従業者の勤務体制・勤務形態に関する書類を勤務体制を区分している共同生活住居の単位ごとに作成させること等により、個別に減算対象となるかどうかを確認されたい。

(参考1) 様式の改正例

所定様式に以下の確認欄、注意書きを追記

● 同一敷地内（近接地を含む。）の共同生活住居の入居定員の合計数	人
(うちケアホームに係る入居定員の合計数)	人

注： ●欄が2人以上となる場合であって、世話人及び生活支援員の勤務体制を共同生活住居の間で明確に区分している場合には、「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」(様式●)を勤務体制を区分している共同生活住居の単位ごとに作成して添付すること。

(参考2) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表の例

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

サービス種類			事業所・施設名																												前年度の平均実利用者数	基準上の必要職員数			
人員配置区分			該当する体制等																												4週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数		
職種	勤務形態	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週											
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28					
			*																																
合計																																			
サービス提供時間																																			

(大規模住居等減算②)

問 69 共同生活住居間で世話人の勤務体制のみ明確に区分されている場合は、大規模住居等減算の対象外となるか。

(答)

- 減算対象外とはならない。減算対象外となるのは、世話人、生活支援員のいずれの勤務体制も共同生活住居の間で明確に区分されている場合に限る。なお、夜間支援従事者などグループホーム、ケアホームのサービス提供時間以外の時間帯に従事する者についてまで明確に区分する必要はないこと。

(大規模住居等減算③)

問 70 「近接的な位置関係」の範囲について明確にされたい。

(答)

- 「近接的な位置関係」とは、「共同生活住居が隣接して設置されている場合又は共同生活住居を隔てる公道等に共同生活住居の敷地が面している場合」を想定しているが、交通量や道路幅員等も勘案の上、その運用が硬直的

にならないよう留意されたい。

(大規模住居等減算④)

問 71 同一敷地内にある 21 人の共同生活住居と 7 人の共同生活住居が一体的に運営されている場合、それぞれに適用する減算率はどうなるのか。

(答)

- 一体的な運営が行われる共同生活住居に大規模住居（1つの共同生活住居の入居定員が8人以上である場合）が含まれる場合、大規模住居には大規模住居に対する減算割合を優先して適用することとなる。このため、お尋ねのケースのそれぞれの減算率は、
 - ・ 21 人の共同生活住居 → 100 分の 93
 - ・ 7 人の共同生活住居 → 100 分の 95となる。

(通勤者生活支援加算①)

問 72 通常の事業所に雇用されている利用者の割合（100 分の 50 以上）については、共同生活住居単位で要件を満たせばよいか。

(答)

- 重度者支援加算等と同様に事業所の体制を評価することとしているため、共同生活住居単位ではなく事業所単位で要件を満たす必要がある。

(通勤者生活支援加算②)

問 73 グループホーム、ケアホーム一体型事業所については、事業所全体ではなくそれぞれの類型ごとに算定要件を満たしていればよいか。

(答)

- お見込みのとおり。

(通勤者生活支援加算③)

問 74 パートタイマーなど短時間労働者についても通常の事業所に雇用されている利用者を含めてよいか。

(答)

- お見込みのとおり。

(2) 宿泊型自立訓練

(指定宿泊型自立訓練に関する経過措置)

問 75 精神障害者生活訓練施設からグループホームに移行した事業所が、そ

の後、宿泊型自立訓練に移行した場合は、法附則第 20 条の設備に関する経過措置は適用されないのか。

(答)

- 法附則第 20 条の宿泊型自立訓練の設備に関する経過措置については、平成 18 年 10 月 1 日に運営していた精神障害者生活訓練施設等を適用対象としていることから、その時点で運営していた施設等については、グループホームに移行した後に宿泊型自立訓練に移行した場合であっても当該経過措置が適用される。

また、これと同様に、平成 18 年 10 月 1 日に運営していた精神障害者生活訓練施設等が宿泊型自立訓練に移行した後にグループホーム、ケアホームに移行した場合（平成 18 年 10 月 1 日以降に増築、改築等により建物の構造を変更したものを除く）には、法附則第 19 条の精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例が適用される。

(長期入院者等に対する支援の評価 ①)

問 76 宿泊型自立訓練の利用開始後に「生活訓練サービス費 (Ⅲ)」から「生活訓練サービス費 (Ⅳ)」に算定区分を変更することは可能か。

(答)

- 宿泊型自立訓練の利用開始時に「生活訓練サービス費 (Ⅲ)」を算定していた者であっても、その後の利用実績や改善効果、また、サービス管理責任者による評価や指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案等を踏まえた上で、2 年間の利用期間では十分な成果が得られないと市町村が認める場合には、「生活訓練サービス費 (Ⅳ)」に算定区分を変更して差し支えない。

なお、算定区分を変更した場合には、受給者証の「訓練等給付の支給決定内容欄」(四面) の「支給量等」欄に「長期入院等」と記載する必要があるので留意されたい。

(長期入院者等に対する支援の評価 ②)

問 77 平成 24 年度以前から宿泊型自立訓練を利用している者については、平成 24 年 4 月 1 日までの間に標準利用期間が 3 年間と認められるか否かを各市町村において判断する必要があるのか。

(答)

- 平成 24 年度以前から宿泊型自立訓練を利用している者のうち平成 24 年 4 月 1 日時点で利用期間が 2 年を超過していない者については、適用される標準利用期間にかかわらず基本報酬の水準は変わらないため、便宜上、次回の支給決定の更新のタイミングまで「生活訓練サービス費 (Ⅲ)」を算定する

こととして差し支えない。一方で、その時点で利用期間が2年を超過する者については、適用される標準利用期間によって算定できる基本報酬の水準が異なることから、事業所等と緊密に連携の上、平成24年3月31日までの間に各市町村において該当する利用者の標準利用期間について適切に判断されたい。

(長期入院者等に対する支援の評価 ③)

問 78 例えば、精神障害者福祉ホームB型から宿泊型自立訓練に移行した場合の入居者の標準利用期間の起算点は移行した時点からでよいか。

(答)

- よい。なお、精神障害者福祉ホームB型及び知的障害者通所施設に入居していた者が引き続き宿泊型自立訓練を利用している場合については、その者の心身の状況や地域の社会資源の整備状況等に応じて、標準利用期間を超えて支給決定期間を更新しても差し支えないものとする。

(長期入院者等に対する支援の評価 ④)

問 79 「長期間入院していた者」の「長期間」とはどのくらいの期間か。

(答)

- 概ね1年以上を想定している。ただし、長期入院者等の標準利用期間を3年間としているのは、長期間の支援が必要な者を適切に支援するための措置であり、また、利用者個人毎の障害特性・障害の程度に大きな差があることを踏まえれば、1年という期間を一律に適用した場合には、かえって合理性を欠くことになるおそれがあるので、その運用が硬直的にならないよう留意されたい。

なお、既に障害保健福祉関係主管課長会議でお示ししているとおり、病院や入所施設に長期間入院・入所していた者に限らず、例えば、長期間のひきこもり等により社会生活の経験が乏しいと認められる者や発達障害のある者など2年間の利用期間では十分な成果が得られないと認められる者についても「生活訓練サービス費 (IV)」の算定対象となるので留意されたい。

(長期入院者等に対する支援の評価 ⑤)

問 80 東日本大震災の被災地において、住まいの場の確保が困難な状況となっていることにより、宿泊型自立訓練から退所できないと認められる利用者については、「長期間入院していたその他これに類する事由のある障害者」として取扱うこととしてよいか。

(答)

- よい。ただし、「長期間入院していたその他これに類する事由のある障害

者」に該当するか否かは、本来、利用者の状態像により個別に判断されるべきものであることから、当該取扱いは、東日本大震災の被災地において、震災の被害や近隣市町村からの避難者（転居者を含む）の増加等によりグループホームやアパートなど住まいの場の確保が困難であると認められる場合に限るものとする。

(食事提供体制加算)

問 81 日中活動サービスを利用し、昼食の提供を受けた利用者について、宿泊型自立訓練において食事提供体制加算を算定することは可能か。

(答)

- 宿泊型自立訓練における食事提供体制加算については、主に夜間の食事を提供する体制について評価するものであり、昼間の食事提供体制を評価する日中活動サービスの食事提供体制加算との併給は可能である。

6. 就労系サービス

(1) 就労移行支援

(移行準備支援体制加算 (I))

問 82 就労移行支援事業に新たに創設された移行準備支援体制加算 (I) と基本報酬との関係及び当該加算についての詳しい取扱いを示してほしい。

(答)

- 就労移行支援事業において職場実習等は一般就労への効果が高いことを踏まえ、平成 24 年度改定において移行準備支援体制加算 (I) が創設されたところである。
- 基本報酬及び移行準備支援体制加算 (I) の要件は次のとおりである。

基本報酬部分

●1 年間に 180 日間を限度として算定

(次のアからエまでの要件をいずれも満たす場合)

ア 施設外支援の内容が運営規程に位置付けられていること

イ 施設外支援の内容が事前に個別支援計画に位置付けられ、一週間ごとに当該個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行が認められること

ウ 利用者又は実習受入事業者等から施設外支援の提供期間中の利用者

<p>の状況について聞き取ることにより、日報が作成されていること</p> <p>エ 施設外支援の提供期間中に緊急対応ができること</p>	
<p>※ 次に掲げる事業については、各々の要件を満たしていること</p>	
◎トライアル雇用	◎ステップアップ雇用
<p>a 上記ア、ウ、エの要件を満たすこと</p> <p>b 施設外のサービス提供を含めた個別支援計画を3か月毎に作成（施設外サービス提供時は1週間毎）し、かつ見直しを行うことで、就労能力や工賃の向上、一般就労への移行に資すると認められること</p>	<p>a 上記ア、ウ、エの要件を満たすこと</p> <p>b 施設外のサービス提供を含めた個別支援計画を3か月毎に作成（施設外サービス提供時は1週間毎）し、かつ見直しを行うことで、就労能力や工賃の向上、一般就労への移行に資すると認められること</p> <p>c 施設外の活動時間が週20時間を下回る場合、通常の施設利用を行うことにより、週20時間とすること</p>

<p>移行準備支援体制加算（Ⅰ）</p>	
<p>●基本報酬部分を満たしていること</p> <p>●職員が同行又は職員のみ活動により支援を行っていること</p> <p>●次のア、イのいずれも満たすこと</p> <p>ア 前年度に施設外支援を実施した利用者の数が、利用定員の100分の50を超えるものとして都道府県知事に届け出ていること</p> <p>イ 算定対象となる利用者が、利用定員の100分の50以下であること</p> <p>●上記を満たし、次のいずれかを実施している場合に加算算定が可能であること</p>	
<p>※ ただし移行準備支援体制加算（Ⅱ）が算定されている間は算定不可</p>	
◎職場実習等	◎求職活動等
<p>a 企業等における職場実習</p> <p>b aに係る事前面接、期間中の状況確認</p> <p>c 実習先開拓のための職場訪問、職場見学</p> <p>d その他必要な支援</p>	<p>a ハローワークでの求職活動</p> <p>b 地域障害者職業センターによる職業評価等</p> <p>c 障害者就業・生活支援センターへの登録等</p> <p>d その他必要な支援</p>

※ 同一の企業等における1回の 施設外支援が1月を超えない期 間であること	
---	--

(就労定着者数が0である場合の所定単位数の算定)

問 83 年度途中で就労移行支援事業の指定を受けた場合、当該年度は減算の対象年度に含まれるのか。

(答)

- 当該減算規定は、就労移行支援事業本来の目的である一般就労への移行を促進するための規定である。よって、年度途中で指定された事業所については、当該年度は算定対象としないこととする。

例：平成24年5月に事業指定を受けた場合

平成24年度は算定対象とせず、平成25年度から平成27年度までの3年間において就労定着者数が0である場合、平成28年度から減算の適用を受けることとなる。

(2) 就労継続支援B型

(目標工賃達成加算及び目標工賃達成指導員配置加算)

問 84 目標工賃達成加算及び目標工賃達成指導員配置加算については、工賃向上計画の作成が要件となっている。事業所における工賃向上計画作成期限は平成24年5月末となっているが、この場合5月末までに作成していれば、さかのぼって平成24年4月分から加算算定可能と考えてよいか。

(答)

- 「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針では、事業所は平成24年5月末までに工賃向上計画を作成することとなっている。
また、報酬告示においては、目標工賃達成加算及び目標工賃達成指導員配置加算の算定要件として、工賃向上計画の作成が規定されている。
これらの趣旨を踏まえ、平成24年5月末までに当該計画が作成され提出のあった事業所に関しては、さかのぼって4月から算定しても差し支えない。
- ただし、6月以降に当該計画が作成され提出のあった事業所に関しては、提出のあった月からの加算算定となる。
- なお、この間の原材料費及び光熱水費の高騰により平均工賃が前年度実績を下回った場合にあつては、原材料費及び光熱水費の高騰分に相当する金額を工賃として支払ったものとして算出して差し支えない。

7. 障害児支援（含：18歳以上の障害児施設利用・入所者への対応）

(1) 障害児通所支援

① 基本報酬の適用等（適用に関する指定基準の解釈を含む）

問 85 主たる対象とする障害以外の障害の児童を受け入れた場合、基本報酬はどのように算定されるのか。

(答)

- 今般の改正法の趣旨を踏まえ、主たる対象とする障害以外の障害の児童を受け入れた場合には、その障害に応じた適切な支援が確保できるよう、障害種別に応じた基本報酬を算定できる。
- ただし、難聴児又は重症心身障害児の基本報酬を算定するためには、児童発達支援センターの施設基準に加え、それぞれの障害を受け入れるための施設基準を満たすことが必要である。

例： 定員20名の児童発達支援センター（難聴児及び重心児以外の場合）において、主として難聴児を通わせる施設の基準を満たし、難聴児5名に支援する場合
知的障害児 15名 → 難聴児及び重心児以外の場合の基本報酬（利用定員30人以下）
難聴児 5名 → 難聴児の場合の基本報酬（利用定員20人以下）

- 難聴児及び重心児の基本報酬を算定しない場合であって、例えば難聴児に対して言語聴覚士を配置して支援を行う場合は、特別支援加算を算定することができる（P37 特別支援加算を参照）。

問 86 児童デイサービスからの移行が想定される児童発達支援事業や放課後等デイサービスは、従来と比べて、基本報酬が低いのではないか。

(答)

- 障害児支援に新設される児童発達支援管理責任者の配置に係る報酬については、加算により評価することとしている。
- 従来の児童デイサービスの基本報酬の中で評価しているサービス管理責任者の配置についても同様に、児童発達支援管理責任者として加算により評価することとしている。
- 各々の基本報酬と各々の児童発達支援管理責任者専任加算を合計すると、

従来の児童デイサービスの報酬単位と同等相当となる（ただし、物価の下落等は反映）。

問 87 放課後等デイサービスの基本報酬における休業日とは何を指すのか。

(答)

- 学校教育法施行規則第 47 条及び第 47 条の 2 に規定する休業日をいう。
- 具体的には、公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日であり、私立学校においては、当該学校の学則で定める日である。
- 学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合であっても、休業日の扱いにしない。

問 88 事業所の中に、休業日に利用している障害児と授業終了後に利用している障害児がいる場合、報酬はどうなるのか。

(答)

- 個々の障害児の利用実態に応じて、授業終了後（休業日ではない）又は休業日の報酬を算定する。
- なお、放課後等デイサービスの報酬の算定に当たっては、当該サービスに係るサービス提供時間の下限を設定されているものではないが、休業日には、授業終了後とは違い 1 日サービスを利用することが想定され、報酬上評価していることから、休業日に応じた必要なサービス提供時間を確保されたい。

問 89 治療が必要な就学している肢体不自由児が障害児通所支援の利用を希望する場合、通所給付決定する障害児通所支援の種類はどうなるか。

(答)

- 必要に応じて、医療型児童発達支援と放課後等デイサービスの併給が可能である。
- ただし、同一日に複数の障害児通所支援に係る報酬は算定できない。

問 90 放課後デイサービスにおいて重症心身障害児の報酬を算定する場合の要件はあるのか。

(答)

- 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援の人員基準と同様、看護

師、児童指導員又は保育士、機能訓練担当職員の配置を要件とする。

問 91 みなし規定により、放課後等デイサービスに係る通所給付決定を受けたものとみなされる未就学児に適用される報酬はどうなるのか。また、児童発達支援事業所を利用することは可能か。

(答)

- 放課後等デイサービスに係る通所給付決定を受けたものとみなされる未就学児の報酬については、放課後等デイサービスの休業日として取扱う。
- 現行の児童デイサービスについては、児童発達支援及び放課後等デイサービスの指定を受けたものとみなされるが、放課後等デイサービスに係る通所給付決定を受けたものとみなされる未就学児が新規に児童発達支援のみを行う事業所を利用する場合は、当該事業所において放課後等デイサービスに係る報酬は算定できないので、児童発達支援の通所給付決定又は放課後等デイサービスの指定を受ける必要がある。

問 92 訪問教育を受けている障害児の場合、放課後等デイサービスの対象となるのか。対象となる場合、訪問教育が行われていない平日にサービスを行った場合、報酬はどうなるのか。

(答)

- 訪問教育については、就学児扱いとなるので、放課後等デイサービスの対象となり、訪問教育が行われていない平日にサービスを行った場合は、「休業日」として取扱う。
- なお、放課後等デイサービスの報酬の算定に当たっては、当該サービスに係るサービス提供時間の下限を設定されているものではないが、休業日には、授業終了後とは違い1日サービスを利用することが想定され、報酬上評価していることから、休業日に応じた必要なサービス提供時間を確保されたい。

問 93 児童デイサービスと知的障害児通園施設など、同一敷地内に複数の事業所等が所在する場合に、基本報酬はどのように適用されるのか。

(答)

- 同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の障害児通所支援を実施する場合については、一の事業所又は多機能型事業所として取扱う。
- 多機能型事業所の場合の基本報酬については、多機能型として実施するサービスの区分及び複数のサービスの利用定員の合計数の規模に応じて算定

する。

- ただし、平成 24 年 3 月 31 日において指定されている事業所が障害児通所支援事業所へ移行する場合であって、移行後においても、それぞれ人員基準、設備基準を満たしている場合は、独立した事業所として取扱うことができる。なお、管理者については、兼務して差し支えない。また、レクリエーションなどを行う遊戯室などサービスの提供に直接的な関わりのない設備については、共用して差し支えない。
- 独立した事業所の場合の基本報酬については、該当するサービス及び利用定員の規模に応じて算定する。

問 94 多機能型として実施する場合、サービスごとに利用定員を設定しなければならないのか。

(答)

- 多機能型事業所として実施する複数のサービスごとに定員を設定することが困難である場合は、複数のサービスの合計の利用定員で設定することができるものとする。
- なお、多機能型事業所における利用定員については、複数の指定通所支援のサービスを通じて 10 人以上（*）とすることができる。
 - * 主として重症心身障害児者に対し、一体的にサービスを提供する場合は、多機能型事業所の利用定員を 5 人以上とすることができる。
- 障害児通所支援と障害福祉サービスを一体的に行う多機能型事業所の場合は、利用定員の合計数は 20 人（離島その他の地域の場合は 10 人）以上とし、そのうち指定通所支援の定員は 5 人以上とすることができる。
- 障害児通所支援と障害福祉サービスとの多機能型の場合、多機能型事業所の特例（定員が 20 人未満の多機能型事業所については、従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち 1 人以上は常勤）によらない人員を配置している多機能型事業所においては、障害児通所支援と障害福祉サービスそれぞれの定員に基づき算定することができる。

問 95 新規に同一敷地内において、主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援（利用定員 5 人）と重症心身障害児以外の障害児を通わせる放課後等デイサービス（利用定員 10 人）を行う場合、報酬を算定する定員規模の

取扱いはどうなるのか。

(答)

- 上記の場合は、多機能型事業所として取扱うことになり、原則として、当該多機能型事業所として実施する複数のサービスの利用定員の合計数に応じて算定する。
- ただし、多機能型事業所における従業員の員数等に関する特例によらず、通常の児童発達支援と放課後等デイサービスにおいて必要としている職員（管理者を除く。）をそれぞれ配置している事業所においては、それぞれの規模に応じて報酬を算定するものとする。

問 96 保育所等訪問支援の基本報酬はどのように算定されるのか。

(答)

- 保育所等訪問支援は、訪問支援の方法や、集団適応の状況等に応じ所要時間が異なることから、時間ではなく 1 回当たりの支援に係る費用を報酬上評価するものである。
- 1 人の訪問支援員が 1 日のうち複数の児童に対して支援を提供することができる。その場合は、一定割合を減算した報酬単位（842 単位）を算定する。なお、複数の訪問支援員を配置している事業所の場合は、訪問支援員ごとに判断する。

問 97 保育所等訪問支援はどのような支援を想定しているのか。

(答)

- 保育所等訪問支援は、児童発達支援事業所で行われる障害特性に応じた専門的な支援を保育所等において実施するものである。
- 具体的には、通所給付決定保護者に係る障害児に対する直接支援と保育所等の職員に対する支援方法の助言等の間接支援を行う。
- なお、支援の提供に当たっては、保育所等訪問支援計画に沿った支援が提供されるよう、必要な時間を確保する必要がある。

問 98 保育所等訪問支援の訪問先として、放課後児童クラブを対象としてよいか。

(答)

- 事業の目的（障害のある児童とない児童が集団生活を営む施設に通ってい

る障害児に対し、集団生活への適応訓練を供与する)を踏まえ、必要であれば対象として差し支えない。

- なお、障害児通所支援事業者等の障害児に対する専門的な支援を提供している施設、障害児入所施設や児童養護施設等の入所施設、障害児の自宅は対象外である。

問 99 保育所等訪問支援の職員は、兼務は可能か。

(答)

- 同一人物が指定基準上必要とする職種全て（訪問支援員、児童発達支援管理責任者、管理者）を一人で兼務することは認められないが、それ以外の兼務の形態は可能である。
- 多機能型事業所において、例えば、児童発達支援に係る基準を超えて配置している職員が兼務したり、基準を超えていない場合であっても、児童発達支援に係るサービス提供時間外に訪問支援員を兼ねることは可能である。

② 加算の適用等（含：適用に関する指定基準の解釈）

問 100 児童発達支援管理責任者専任加算、延長支援加算及び開所時間減算、並びに送迎加算の適用はどうなるのか。

(答)

- 加算の対象となるサービス分類については、別紙のとおり。

【児童発達支援管理責任者専任加算】

問 101 児童発達支援管理責任者は、他の職員との兼務は可能か。

(答)

- 管理者との兼務は可能である。
- 複数のサービスを一体的に行う多機能型事業所の児童発達支援管理責任者の配置に当たっては、管理者との兼務のほか、他のサービスの児童発達支援管理責任者やサービス管理責任者との兼務が可能である。
- なお、児童発達支援管理責任者の業務に支障がない範囲において直接支援を提供することも差し支えないが、その場合であっても指定基準上必要とする児童指導員等の員数に算定することはできない。

問 102 児童発達支援管理責任者専任加算の算定要件如何。

(答)

- 児童発達支援管理責任者の配置に当たっては、管理者との兼務を可能としているので、管理者と兼務している場合であっても、加算を算定できる。
ただし、児童発達支援センターや医療型児童発達支援センターについては、基本報酬の中で管理者の配置を評価していることから、管理者との兼務ではなく、児童発達支援管理責任者を配置した場合に加算を算定できる。
- また、児童発達支援管理責任者として従事することができる経過措置を適用（研修未受講）して配置した場合でも、加算を算定できる。
- 複数の事業を一体的に行う多機能型事業所において児童発達支援管理責任者同士や児童発達支援管理責任者とサービス管理責任者を兼務した場合の具体的な加算の取扱いについては、以下のとおり。

【例】

- ① 児童発達支援センターと放課後等デイサービスの多機能型
児童発達支援センター → 管理者との兼務で無い場合は加算の対象。
放課後等デイサービス → 管理者との兼務に関わらず加算の対象。
 - ② 児童発達支援センターと生活介護の多機能型
児童発達支援センター → 管理者との兼務で無い場合は加算の対象。
生活介護 → 基本報酬で評価。
 - ③ 児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所と放課後等デイサービスの多機能型
児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所
→ 管理者との兼務に関わらず加算の対象。
放課後等デイサービス → 管理者との兼務に関わらず加算の対象。
 - ④ 放課後等デイサービスと生活介護の多機能型
放課後等デイサービス → 管理者との兼務に関わらず加算の対象。
生活介護 → 基本報酬で評価。
- * 多機能型事業所の場合の定員規模の算定に当たっては、合計の利用定員に応じて算定。
- 多機能型事業所ではなく、他の事業を併設する場合は、単独施設と同様の取扱いとなることから、それぞれ基準を満たす必要があり、児童発達支援管理責任者をそれぞれ配置した場合に加算を算定できる。
 - また、児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所や放課後等デイサービスにおいては、主たる事業所と一体的に管理・運営を行う従たる事業所

を設置することが可能であるが、その場合は、一の事業所として扱うため、一人の児童発達支援管理責任者の配置（管理者との兼務可）で、主たる事業所と従たる事業所において、それぞれ加算を算定できる。

【延長支援加算】

問 103 延長支援加算の算定要件如何。

(答)

- 運営規程の営業時間（事業所に職員を配置し、児童を受け入れる体制を整えている時間であって、送迎時間は含まない。以下同じ。）が8時間であり、それを超えて支援を行った場合に、加算を算定できる。

- 児童の利用時間が8時間未満であっても、運営規程で定めている営業時間帯を超えて、例えば、営業時間が9時から17時の事業所において、9時以前の早朝か、17時以降に延長して支援した場合に加算の対象となる。
例： 営業時間が9時から17時までの事業所の場合
 - ・ 8時から12時まで支援を提供した場合の延長時間は8時から9時までの1時間。
 - ・ 8時30分から17時30分まで支援を提供した場合の1日の延長時間は朝30分と夕方30分を合算し1時間となり、1時間未満の報酬単位が複数算定されるものではない。

- また、延長時間帯においても、指定基準上置くべき従業者（直接支援職員に限る。）を1名以上配置することが必要である。

- なお、営業時間については、利用状況を踏まえ適切に設定する必要がある。例えば、営業時間が9時から17時の事業所において、9時から10時の利用はなく、17時以降の利用が多い場合は営業時間を10時から18時にする等、適正化を図られたい。

【特別支援加算】

問 104 特別支援加算の算定要件如何。

(答)

- 指定基準に定める機能訓練担当職員を配置している事業所において、通所支援計画を踏まえ、自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練や心理指導に係る特別支援計画を作成し、訓練等を行った場合に、当該訓練等を受けた障害児につき、1日当たりの所定単位数を加算する。

- 加算の対象となる職種の範囲としては、児童福祉施設等の最低基準等で規定している理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員とする。
- ただし、次の場合には、加算は算定できない。
 - ・ 児童発達支援給付費において、重症心身障害児の場合及び難聴児に言語聴覚士を配置して機能訓練等を行った場合については、基本報酬において評価されていることから、加算を算定できない。
 - ・ 医療型児童発達支援給付費において、重症心身障害児の場合及び肢体不自由児に理学療法士又は作業療法士を配置して機能訓練等を行った場合については、診療報酬において評価されていることから、加算を算定できない。
- 加算の対象となる訓練等は、個別指導に限らないが、個々のニーズ等を踏まえて実施するものであることから、当該特別支援計画に沿ったサービスを提供する上で必要な方法で行われたい。
- なお、訓練等を行った場合、個人ごとに訓練記録を作成し、定期的に訓練等の効果を検証し、当該特別支援計画を見直すことが必要である。

【開所時間減算】

問 105 開所時間減算の対象となる「4時間」はどのように判断するのか。

(答)

- 運営規程上に定める営業時間が4時間未満の場合について減算する。
- 運営規程の営業時間が4時間以上であれば、結果としてすべての児童の利用時間が4時間未満であっても減算の対象としない。

【例】

- ・ 児童発達支援の営業時間を午前（9時～12時）、午後（13時～16時）とクラス分けしている場合
 - 営業時間を①9時～12時、②13時～16時のように分けて設定しており、画一的に4時間未満の利用しか認めていない場合は、営業時間が4時間未満であることから、減算の対象となる。

- ・ 児童発達支援の営業時間を午前（9時～13時）、午後（13時～17時）とクラス分けしている場合
→ 営業時間がそれぞれ4時間であることから、減算の対象とならない。
- ・ 児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所において、児童発達支援の営業時間を午前（9時～12時）、放課後等デイサービスの営業時間を午後（13時～16時）としている場合
→ 児童発達支援は営業時間が4時間未満のため減算の対象となる。
放課後等デイサービスについては、減算の対象外となる。（問107を参照）

問106 開所時間減算の対象には、加算は含まれるのか。

(答)

- 減算は、基本報酬についてのみ行われる。

問107 放課後等デイサービスは開所時間減算の対象となるのか。

(答)

- 放課後等デイサービスのうち、「授業終了後」に行う場合は開所時間減算の対象としないが、「休業日」に行う場合は開所時間減算の対象となる。

【送迎加算】

問108 児童発達支援センターは、送迎加算の算定対象となるのか。

(答)

- 従来の児童デイサービスからの移行が想定される児童発達支援事業及び放課後等デイサービスについて、従来と同様に送迎加算の対象となる。
- 従来の障害児通園施設からの移行が想定される児童発達支援センターにおける送迎については、基本報酬の中で評価しているため、送迎加算の対象とならない。
- 重症心身障害児（者）通園事業からの移行が想定される主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援又は主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービスについては、従来の補助単価を踏まえて基本報酬を設定しており、送迎に係る経費については基本報酬で評価しているため、送迎加算の対象とならない。

問109 放課後等デイサービスにおける学校と事業所間の送迎加算の適用に

関する条件は何か。

(答)

○ 放課後等デイサービスの送迎加算については、事業所と居宅間の送迎のほか、以下のようなケースの時に、学校と事業所間の送迎を行った場合に加算を算定できる。

* 以下のいずれかに該当し、それが障害児支援利用計画に記載されている場合(*1)とする。

保護者等が就労等により送迎ができない場合であって、

- ① スクールバスのルート上に事業所がない等、スクールバス等での送迎が実施できない場合。
- ② スクールバス等での送迎が可能であっても、放課後等デイサービスを利用しない他の学生の乗車時間が相当時間延長する等、スクールバスによる送迎が適当でない場合。
- ③ 就学奨励費で学校と放課後等デイサービス事業所間の送迎手段を確保できない場合。
- ④ その他、市町村が必要と認める場合(*2)。

*1 障害児支援利用計画が作成されていない場合は、学校、事業所、保護者の三者の間で調整し、放課後等デイサービス支援計画に記載していることで足りるものとする。

*2 ④は例えば、学校長と市町村が協議し、学校と事業所との間の途中までスクールバスによる送迎を行ったが、事業所までまだ相当の距離があり、事業所による送迎が必要であると認められる場合などを考えられる。

問 110 徒歩による送迎に職員が付き添いした場合でも加算の対象となるのか。

(答)

○ 送迎に係る経費は生じていないため、算定できない。

【従来の加算】

問 111 従来の加算は、平成 24 年 4 月以降も算定できるのか。

(答)

○ 以下のとおり、移行が想定される改正前の報酬で評価していた加算については、次の※を除き、継続して算定できる。

(加算一覧)

1 児童発達支援給付費

- ・人工内耳装用児支援加算（児童発達支援センターで難聴児を受け入れる場合に限る）
- ・指導員加配加算（児童発達支援センター以外の場合（重心を除く））
- ・家庭連携加算
- ・訪問支援特別加算
- ・食事提供加算（児童発達支援センターに限る）
- ・利用者負担上限額管理加算
- ・福祉専門職員配置等加算
- ・栄養士配置加算（児童発達支援センターに限る）
- ・欠席時対応加算
- ・医療連携体制加算（重心を除く）

※ 児童指導員及び保育士の配置については、現行の乳幼児4：1以上を踏まえ、指定基準上障害児4：1以上とするため、従来の幼児加算については、基本報酬の中で評価。また、現行少年7.5：1以上の配置は経過措置とし、この場合には基本報酬を減算。

2 医療型児童発達支援給付費

- ・家庭連携加算
- ・訪問支援特別加算
- ・食事提供加算
- ・利用者負担上限額管理加算
- ・福祉専門職員配置等加算
- ・欠席時対応加算

3 放課後等デイサービス給付費

- ・指導員加配加算（重心を除く）
- ・家庭連携加算
- ・訪問支援特別加算
- ・利用者負担上限額管理加算
- ・福祉専門職員配置等加算
- ・欠席時対応加算
- ・医療連携体制加算（重心を除く）

4 保育所等訪問支援給付費

- ・利用者負担上限額管理加算

（注）移行が想定される改正前のサービスはないが、他の通所支援の同様に設定。

③ 重症心身障害児（者）通園事業の移行関係

問 112 重症心身障害児（者）通園事業から生活介護に移行する場合、送迎は

どうなるのか。

(答)

- 障害福祉サービスの報酬の中で、新たに送迎加算を創設することとしており、算定要件を満たせば、加算の対象となる。
- 加算の算定要件は、1回の送迎につき平均 10 人以上が利用し、かつ、週 3 回以上の送迎を実施している場合。
あわせて、利用定員が 20 人未満の事業所にあつては、平均的に定員の 50/100 以上が利用している場合に算定可能とする。
- また、障害程度区分 5、6 又はこれに準ずる者（一定以上の行動障害を有する者又はたんの吸引等を必要とする者）が 60/100 以上いる場合には、さらに 14 単位/回が加算される。
* 障害程度区分の認定を受けていないものであつて、障害程度区分 5 に相当する報酬を算定する者を含む。

問 113 現在実施している巡回方式の取扱いはどうなるのか。

(答)

- 利用者の利便を図るため、身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の職員が当該既存施設に出向いて指定児童発達支援等を提供することも可能とする取扱いとし、これによる利用者については、基本報酬を算定するものとする。
- なお、支援の提供に当たって、必ずしも全ての職員が出向いて支援する必要はないが、障害の状況等に応じて必要とする職員により提供する必要がある。
- また、出向いてサービスを提供する場合、当該既存施設を事業所の一部とみなすことになる。

問 114 重症心身障害児（者）通園事業実施施設が児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所に移行し食事を提供した場合、保護者から食事の提供に要する費用の負担を求めてよいか。

(答)

- 従来の重症心身障害児（者）通園事業と同様、飲食物費相当額を保護者が負担するものとする。

問 115 重症心身障害児（者）通園事業から児童発達支援と生活介護の多機能型事業所に移行する場合、常勤の職員を配置する必要があるのか。

(答)

- 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所の人員に関する基準では、現行の補助要件に鑑み、障害の程度や状態を踏まえて、適切なサービス提供体制が確保できるよう配置することで足りるものであり、必ずしも常勤の配置を求めているものではない。この取扱いについては、主として重症心身障害児を受け入れる多機能型事業所に移行する場合についても同様とする。
- なお、職員に係る専従要件は適用されるものであり、当該事業所の職務に従事する間、専ら当該職務に従事する必要がある。

④ その他

問 116 基準該当通所支援に関する基準については、都道府県が条例で定めることになったが、施行日までに間に合わない場合はどうするのか。

(答)

- まずは、都道府県において速やかに条例を制定されるよう準備を進められたい。
- なお、施行日までに条例の制定が困難な場合には、都道府県の条例が制定されるまでの間は、現行の児童デイサービスに係る基準該当障害福祉サービスに関する基準を満たしている事業所については、当該基準を満たしていることをもって、児童発達支援又は放課後等デイサービスに係る指定基準を満たしているものとみなす経過措置を設けている。
- その際の給付費については、基準該当への経過措置であることを踏まえ、特例障害児通所給付費として支給すること。

問 117 障害児通所支援の支給量の上限はどうなるのか。

(答)

- 障害児の心身の状態、介護を行う者（保護者）の状況や障害児通所支援の利用に関する意向等を勘案し、1月当たり必要な日数とされたい。

問 118 介護保険の療養通所介護事業所において、主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所（生活介護事業所との一体型を含む）を実施す

る場合の要件はどうなるのか。

(答)

- 重症心身障害児など医療的ニーズを必要とする障害児者の地域での受入を促進し、QOLの向上及び保護者等のレスパイトを推進するため、今般、老健局と調整した結果、介護保険法による療養通所介護事業所においても、主として重症心身障害を通わせる児童発達支援（以下「重心型の児童発達支援」という。）（多機能事業所として放課後等デイサービスや生活介護を併せて行う場合を含む。以下同じ。）に係る指定基準を満たせば実施することが可能である。
- 定員については、療養通所介護事業所の定員内であっても、重心型の児童発達支援の利用定員（5人以上）の基準を満たせば指定することが可能である。
なお、療養通所介護の利用者と障害児が、同一時間帯に利用する場合は、それぞれの人員基準を満たすことが必要である。
 - * 療養介護事業利用者とは障害児の合計数に対して、療養通所介護事業所の基準1.5：1を満たすこと。重心型の児童発達支援に必要な従業者（1.5：1の職員との兼務でも差し支えない）、その他、児童発達支援管理責任者が別途、確保されていることが必要。
- 設備については、障害児の支援に支障がなければ、療養通所介護事業の設備と兼用することが可能である。
- 制度上、療養通所介護事業と重心型の児童発達支援との多機能型事業所という概念はないので、重心型の児童発達支援の報酬区分（定員規模）は、療養通所介護利用者との合算ではなく、重心型の児童発達支援事業の定員で算定すること。

【例】

定員9名の療養通所介護事業の内数において、定員5名の重心型の児童発達支援を実施する場合、療養通所介護に必要な職員6名のうち、看護師1名、児童指導員又は保育士1名、機能訓練担当職員1名配置していれば児童福祉法に基づく指定が可能。

※ 生活介護を併せて行う場合は、看護職員1名、生活支援員1名、機能の減退を防止するための訓練を行う場合は理学療法士又は作業療法士を必要な数を配置する必要であるが、重心型の児童発達支援との職務と兼ねることが可能である。なお、総数については、平均障害程度区分に応じ必要な数を満たす必要がある。

その他、管理者及び児童発達支援管理責任者（サービス管理責任者）の配置が別途必

要である。

報酬については、障害児の場合は、重心型の児童発達支援で定員 5 人の単価を、障害者の場合は生活介護定員 20 人以下で、障害程度区分に応じた単価が算定する。

(別紙) 加算適用表

	児童発達支援給付費					放課後等デイサービス費			
	センター			センター以外		授業終了後		休業日	
障害の種類	難聴及び 重心以外	難聴児	重心児	重心児 以外	重心児	重心児 以外	重心児	重心児 以外	重心児
送迎	基本報酬で評価			加算の 対象	基本報酬で 評価	加算の 対象	基本報酬 で評価	加算の 対象	基本報酬 で評価
児童発達支援管理 責任者専任加算	加算の対象					加算の対象			
開所時間減算	減算の対象					減算の対象外		減算の対象	
延長支援加算	加算の対象					加算の対象			

(2) 障害児入所支援

① 基本報酬の適用等（含：適用に関する指定基準の解釈）

問 119 主たる対象とする障害以外の障害の児童を受け入れた場合、基本報酬はどのように算定されるのか。

(答)

- 今般の改正法の趣旨等を踏まえ、主たる対象とする障害以外の障害を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援が確保できるよう、障害種別（知的、自閉症、盲ろうあ、肢体不自由、重症心身障害）に応じた基本報酬を算定できる。

- 主たる対象とする障害以外の障害種別の基本報酬を算定するためには、それぞれの障害を受け入れるための施設基準を満たすことが必要である。

例： 定員 30 名の福祉型障害児入所施設（主たる障害が知的障害の場合）において、主たる障害が肢体不自由を入所させる施設の基準を満たし、肢体不自由児 5 名に支援した場合
知的障害児 25 名 → 知的障害児の場合の報酬（利用定員 21 人以上 30 人以下）
肢体不自由児 5 名 → 肢体不自由児の場合の報酬（利用定員 50 人以下）

問 120 障害種別に応じた報酬が算定されることになるが、施行日に入所給付決定を受けた者とみなされる場合の障害種別（報酬）はどうなるのか。

(答)

- 都道府県等において、現行の障害児施設給付費の支給決定に当たって勘案した障害の種類、当時の医師の意見書等を踏まえ、障害種別を特定し、入所受給者証に記載する必要がある。

施設においては入所受給者証に記載された障害種別により報酬を請求することになるが、当該障害種別の人員基準等を満たす必要がある。

② 加算の適用等（含：適用に関する指定基準の解釈）

【児童発達支援管理責任者専任加算】

問 121 児童発達支援管理責任者専任加算の算定要件如何。

(答)

- 児童発達支援管理責任者の配置に当たっては、基準上、管理者との兼務を可能としているが、基本報酬の中で管理者を評価していることから、児童発達支援管理責任者を管理者と兼務ではなく、専任で配置した場合に加算を算

定できる。

- その他、加算を算定できる場合として、主として重症心身障害を入所させる医療型障害児入所施設にあつては、療養介護と一体的に行うことを可能（児童発達支援管理責任者とサービス管理責任者との兼務は可能。）としているため、サービス管理責任者と兼務している場合であっても、加算を算定できる。

* この場合の定員規模の算定に当たっては、合計の定員数に応じて算定。

- 他の事業を併設している場合は、単独施設と同様の取扱いとなることから、それぞれ基準を満たす必要があり、児童発達支援管理責任者を別途配置した場合に加算を算定できる。

【小規模グループケア加算】

問 122 小規模グループケア加算の算定要件如何。

(答)

- 虐待を受けた児童等への支援に効果的とされている小規模グループケアによる療育や心理的ケアを行った場合に加算を算定できる。
- 具体的な要件については、以下のとおり。

(加算の要件)

(1) 対象施設

福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設において小規模なグループケアを実施している施設で、都道府県等が認めたもの。

(2) 対象となる子ども

小規模グループケアが必要な障害児。

(3) 人数

小規模グループケアの単位の定員は、4～8名とする。ただし、設備要件を満たし、既にユニットとして整備している施設（以下「既存の施設」という。）であつて、都道府県知事が適当と認める場合は、定員を10名以内にする事ができる。

(4) 設備等

各ユニットにおいて居室、居間・食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。（浴室については、障害によっては特殊浴等が必要な場合もあることから、必要に応じて本体施設での代用

可)

併せて、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が入所している障害児に対して障害特性に応じた適切な援助及び生活指導ができること。居室の定員や床面積は、指定基準と同様であること。

(5) 職員

小規模グループケアを実施する場合は、指定基準に定める従業員の員数に加え、小規模グループケアの各単位ごとに専任の職員として児童指導員又は保育士1名以上(当該施設の実情に応じて必要な数)加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。

(6) 運営

小規模グループケアの提供に当たっては、小規模グループによるケアの内容を含めた入所支援計画作成し、当該入所支援計画に基づき、適切に行うこと。

問 123 小規模グループケアを担当する職員は常勤でなければならないのか。

(答)

- 常勤職員であることが望ましいが、障害児の支援に支障がなく、小規模グループケアを行う体制を確保できる場合には、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員を配置した場合についても加算の対象として差し支えないものとする。

【従来の加算】

問 124 従来の加算は、平成24年4月以降も算定できるのか。

(答)

- 以下のとおり、移行が想定される改正前の報酬で評価していた加算については、次の※を除き、継続して算定できる。

(加算一覧)

- 1 福祉型障害児入所施設給付費
 - ・ 職業指導員加算 (肢体不自由を除く)
 - ・ 重度障害児支援加算
 - ・ 重度重複障害児加算
 - ・ 強度行動障害児特別支援加算 (知的障害及び自閉症に限る)
 - ・ 幼児加算 (盲ろうあに限る)
 - ・ 心理担当職員配置加算
 - ・ 看護師配置加算 (自閉症及び肢体不自由を除く)
 - ・ 入院・外泊時加算 (注) 施設入所支援と同様の見直しを行う
 - ・ 自活訓練加算 (知的障害及び自閉症に限る)

- ・入院時特別支援加算
- ・福祉専門職員配置等加算
- ・地域移行加算
- ・栄養士配置加算
- ・栄養マネジメント加算

※ 小規模加算（定員が小規模の施設において、指定基準に定める員数に加え、児童指導員又は保育士を配置している場合に加算）については、当該配置を指定基準上に義務付けるため、基本報酬において評価。

2 医療型障害児入所施設給付費

- ・重度障害児支援加算（重心を除く）
- ・重度重複障害児加算（重心を除く）
- ・乳幼児加算（肢体不自由に限る）
- ・自活訓練加算（自閉症に限る）
- ・福祉専門職員配置等加算
- ・地域移行加算

③ 18歳以上の障害児施設利用・入所者への対応

【共通事項】

問 125 18歳以上の障害児施設入所者については、どのように報酬を算定するのか。

(答)

[福祉型の場合]

- 引き続き、必要なサービスを受けることができるよう、障害者自立支援法に基づく施設障害福祉サービスの指定に当たっては、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者自立支援法に基づく指定基準を満たしているものとみなす特例措置（以下「特例による指定」という。）を設けることとしている。
- 特例による指定を受けている場合は、福祉型障害児入所給付費の報酬単位を生活介護と施設入所支援に按分し、経過的生活介護サービス費及び経過的生活施設入所支援サービス費の報酬を適用する。
- 報酬単位には、障害児入所支援の加算が算定される場合は当該加算を含める。

* 加算の届出は障害児入所施設としての届出で足りるものとし、各都道府県においては、担当課が異なる場合は連携を密にすること。

- 按分する割合は、通常的生活介護及び施設入所支援の報酬単位を合算した際に生活介護又は施設入所支援の割合や生活介護の支給量等を踏まえ、生活介護については94/100、施設入所支援については32/100とする。
- なお、定員規模の算定に当たっては、障害児と障害者を合わせた定員数に応じて算定する。
- また、障害種別に応じた報酬となるため、原則として、従来の施設体系に応じた障害種別により報酬を算定すること。

[医療型の場合]

- 第1種自閉症児施設又は肢体不自由児施設からの移行については、現行の療養介護の経過措置利用者の報酬（療養介護サービス費（V））を適用。

（参考）

自閉症児の場合 318 単位、肢体不自由児の場合 146 単位

→ 療養介護サービス費（V） 359～413 単位（定員規模に応じて）

問 126 障害程度区分判定を含め通常支給決定を行った場合の報酬はどうか。

（答）

- 当該施設が特例による指定を受けている間は、障害程度区分にかかわらず経過的生活介護サービス費及び経過施設入所支援サービス費を算定すること。
- なお、当該施設が本来の指定基準を満たし、障害程度区分に基づくサービス費を算定する場合は、利用者全員が対象となるものであり、一の施設において、利用者によって、障害程度区分に基づくサービス費と経過的生活介護サービス費及び経過施設入所支援サービス費が算定されることはない。
- また、現在入所している施設ではなく、特例によらない他の指定事業所、指定施設を利用した場合は、障害程度区分に基づくサービス費が算定される。

問 127 障害児支援と障害福祉サービスを一体的に行う場合、会計については、事業ごとに区分しなければならないのか。

(答)

○ 会計については、以下のとおりとする。

・ 原則的な方法

指定基準において当該事業の会計とその他の事業の会計を区分することが定められている事業ごとに区分する。ただし、医療型障害児入所施設又は療養介護事業所については、指定基準上、会計を区分する必要はない。

・ 簡便的な方法

障害児支援と障害福祉サービスを一体的に行っており、支出費目の内訳について、両者のコストをその発生の態様から区分することが困難である場合には、必ずしも別会計とする必要はない。

なお、上記の取扱いは、一体的に行う場合に限り、最長6年間とし、それぞれ定員を分けて行う場合は、事業ごとに区分する。

問 128 障害福祉サービスの指定申請の際の添付書類はどこまで必要か。また、指定に当たって、審査する必要はあるか。

(答)

○ 障害者自立支援法施行規則において、申請に当たって、必要な添付書類を明記しているが、現行の障害児施設の指定申請の際に、提出されているものと内容に変更がない場合など都道府県において確認できる場合は省略しても差し支えないものとする。

○ なお、社会福祉法人においては、新たに障害福祉サービスを行う場合には、できる限り速やかに定款の変更が必要となるが、みなし指定終了時まで定款変更を行うことを条件に、申請時には定款変更がなされていなくても差し支えないものとする。

○ 定款を変更する際の記載方法は社会福祉法上の記載どおり「障害福祉サービス事業」と記載すれば足りる。

○ また、指定の審査に当たっては、申請時点において、障害児入所施設の基準を満たしていることを確認しておく必要がある。

【重症心身障害児施設の移行関係】

問 129 経過的療養介護サービス費（Ⅰ）・（Ⅱ）の算定要件如何

(答)

- 平成 24 年 3 月 31 日において重症心身障害児施設支援の提供を受けていた障害者や通常の支給決定による利用者が、医療型障害児入所施設の基準を満たせば、療養介護の基準を満たすものとする特例により療養介護の指定を受けている事業所を利用する場合であって、当該療養介護事業所における療養介護の単位（病棟）に置くべき生活支援員の員数が 2 : 1 以上であること。
- 上記のケースで、生活支援員の員数が 3 : 1 以上の場合は療養介護サービス費（Ⅱ）が、生活支援員の員数が 4 : 1 以上の場合は療養介護サービス費（Ⅲ）、生活支援員の員数が 6 : 1 以上の場合は療養介護サービス費（Ⅳ）が算定されるが、療養介護サービス費（Ⅲ）又は（Ⅳ）が算定されるケースにあつては、平成 24 年 12 月 31 日までの間は、経過療養介護サービス（Ⅱ）を適用する。
- なお、病棟単位又は事業所単位で生活支援員の員数を算定することを可能とするが、報酬の定員規模については、事業所全体（病棟の合計）の定員に基づき算定する。

問 130 重症心身障害児施設から療養介護に移行する場合のサービス費の算定の基礎となる生活支援員の対象職種及び算定方法如何。

(答)

- 指定基準上、生活支援員の要件等を定めていないが、本来の指定基準を踏まえ、医師、看護職員、サービス管理責任者を除いた職種（児童指導員、保育士、心理指導担当職員等）とし、以下のとおり算定する。
- 当面、医療型障害児入所施設の基準を満たせば、療養介護の基準を満たすものとする特例を設けることから、特例により指定を受けた療養介護事業所における看護職員については、本来の指定基準（2 : 1）又は当該施設における診療報酬の算定対象となる看護職員のうちいずれか少ない方を超えて配置されている看護職員の員数を生活支援員の員数に含めことができるものとする（重症心身障害児施設支援を提供している指定医療機関についても同じ取扱い）。
- 理学療法士等については、診療報酬の算定対象となる時間以外の時間を、常勤換算により生活支援員の員数に含めることができるものとする。
- なお、利用者の数については、前年度の平均値（新規の場合は推定数）とする。その際、障害児の数は含めない。

- 非常勤職員が病欠や有給休暇等により出勤していない場合、現行どおり、常勤換算に入れることはできない。また、常勤の職員が出勤していない場合については、その期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤として勤務したものとして常勤換算に含めることができる。

問 131 月の途中で生活支援員の員数が変動した場合のサービス費や人員配置体制加算はどうなるのか。

(答)

- 重症心身障害児施設から療養介護に移行する場合の報酬については、生活支援員の配置を基準に算定することから、生活支援員の員数に変動した場合、変動した日からその員数に応じたサービス区分で算定するものとする。
- なお、常勤換算は一週間単位の当該事業所の勤務状況によるため、トータルの常勤換算上の数値で算定することになる。
- 加算の算定に当たっては、届出をすることとしており、当該届出が15日以前になされた場合は翌月から、16日以降になされた場合は翌々月から加算が算定することになる。
- また、加算の条件を満たさなくなった場合は、加算の条件を満たさなくなった日から、加算を算定しないこととする。
- 加算の算定条件等に変化があった場合には、直ちに届け出ることとする。

問 132 障害程度区分判定を含め通常の支給決定を行った場合の報酬はどうなるのか。

(答)

- 当該事業所が特例による指定を受けている間は、生活支援員の員数に応じた報酬を算定する。
- なお、当該施設が本来の療養介護の基準を満たし、通常の要件によるサービス費を算定する場合は、利用者全員が対象となるものである。また、療養介護の利用者の要件に該当しない場合は、経過措置利用者として療養介護サービス費（V）を適用する。
- また、肢体不自由児施設又は自閉症児施設から療養介護に移行する場合で

あつて、本来の療養介護の利用者の要件を満たす場合の報酬の適用については、通常の利用者と同じ取扱いとなる。